

東京労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

局・署受付印押印欄	局整理番号

所在地 _____

名称 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

労働保険料等再確定申告理由書

今般、下記理由により労働保険料等に 還付 追加納付 が生じたので、再確定申告をいたします。

1. 再確定申告を行う保険年度 令和 年度確定分(※裏面1参照)

2. 再確定申告となった具体的理由(※裏面2を参照のうえ詳細に記入してください。)

(理由)

.....

.....

.....

3. 修正後の確定労働保険料等 (※裏面3を参照のうえ記入してください。)

労働保険番号	府県		所掌	管轄				基幹番号				枝番号	常時使用労働者数	人	雇用保険被保険者	人	
	1	3	1														
確定保険料算定内訳	算定期間 令和 <input type="text"/> 年 4 月 1 日 ~ 令和 <input type="text"/> 年 3 月 31 日 まで																
	区分	① 保険料・一般拠出金算定基礎額				② 保険料率				③ 確定保険料・一般拠出金額 (①×②)							
	労働保険料(労災+雇用)	(イ)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円				(イ)	1000分の <input type="text"/>				(イ)	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円				円
	労災保険分	(ロ)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円				(ロ)	1000分の <input type="text"/>				(ロ)	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円				円
	雇用保険分	(ホ)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円				(ホ)	1000分の <input type="text"/>				(ホ)	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円				円
一般拠出金	(ハ)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円				(ハ)	1000分の <input type="text"/>				(ハ)	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円				円	

4. 添付書類(必要に応じ他の書類を依頼することがあります。)

- ① 海外派遣の場合、修正前後の申告内訳、申告内訳名簿、特例計算対象者内訳(一人親方の場合は、修正前後の申告書内訳、確定保険料算出内訳)
- ② 労働保険料還付請求書(還付が生じた場合は、再確定申告の提出と同時に還付請求書を提出してください。)
- ③ その他()

5. 労働保険料等承認書(※追加納付が生じた場合は、裏面4を参照のうえ、次の労働保険料等承認書の記入をしてください。)

労働保険料等承認書

再確定申告によって生じた過年度の保険料及び一般拠出金の存在があることを承認します。ただし、金額を確定させるものではありません。

東京労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿 令和 年 月 日

(代表者名) _____

※労働局職員記入欄

登記	再確定申告受付・処理簿	係印	⇒	再確定申告調査開始	係印	⇒	再確定申告調査終了	係印	⇒	調査書入力・納付書送付	係印
再確定申告対象年度	年更申告書受付年月日	申告書提出確認書類		還付請求書受付年月日	時効完成年月日						
令和 年度		<input type="checkbox"/> 年度更新申告書 <input type="checkbox"/> 収納事業一覧			<input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/> 還付なし				<input type="checkbox"/> 未完成 <input type="checkbox"/> 完成		

労働保険料等再確定申告理由書について

既に申告・納付いただいている労働保険料等について、確定保険料等の算定に誤りが判明した場合や、過年度に遡及して雇用保険の資格取得手続きを行った場合には、労働保険料等を再度計算し、正しい労働保険料等に修正していただく必要があります。

このような、申告済みの労働保険料等を修正する場合の取扱いについて、労働保険関係の諸規定を定めた労働保険徴収法(以下「徴収法」といいます。)に特段の規定はありませんが、東京労働局では労働保険料等の適正徴収の観点から、事業主の意思に基づいて正しい労働保険料等が記載された「労働保険料等再確定申告理由書」を一定の期間内で受け付けています。

1. 労働保険料等再確定申告理由書の受付期間について

徴収金(労働保険料等)を徴収する権利又は還付を受ける権利は、徴収法第41条第1項の規定により、2年を経過したときに時効により消滅することとされています。したがって、2年を超えた期間に係る労働保険料等の追加納付又は還付の請求については、時効が完成しているため「労働保険料等再確定申告理由書」を提出することはできません。

具体的な時効の起算日は、次のとおりです。

(1)当初、年度更新申告書を提出した日が年度更新期間内(毎年7月10日ですが、休日に当たる場合は翌開庁日)の場合は、申告書を提出した日の翌日から2年間になります。

〈例〉令和5年7月5日に年度更新申告書を提出した場合は、令和7年7月5日までが受付期間となります。

(2)当初、年度更新申告書を提出した日が年度更新期間後の場合は、

①還付はその年の6月1日から2年間になります。

〈例〉令和5年8月10日に年度更新申告書を提出した場合は、令和7年5月31日までが受付期間となります。

②追加納付はその年の7月10日(令和5年は7月11日)の翌日から2年間になります。

〈例〉令和5年8月10日に年度更新申告書を提出した場合は、令和7年7月11日までが受付期間となります。

2. 再確定申告となった具体的理由について

労働保険料等再確定申告理由書の提出が必要となった具体的理由を表面の2に記入してください。

《具体的理由の記入例》

- ・加入者〇名の給付基礎日額を誤って算定したもの
- ・加入者〇名の加入月数を誤り、承認日からではなく派遣期間開始日より算定したもの
- ・承認済加入者〇名の保険料算定が漏れていたもの
- ・帰国済加入者〇名の脱退手続きが漏れていたもの

3. 修正後の確定労働保険料等について

・労働保険番号を記入してください。

・修正後の常時使用労働者数、算定期間(令和〇年)、①保険料算定基礎額、②保険料率、③確定保険料額を記入してください。

・②保険料率は申告済の年度更新申告書を参照して記入してください。

4. 労働保険料等承認書について

・労働保険料等再確定理由書の提出時期によっては、事務処理の都合上、徴収金を徴収することができる期間内に納付書を送付できない場合があります。そのため、追加納付が生じた場合、時効前に労働保険料等の存在について、承認いただいております。

5. 必ずお読みください

・再確定申告により還付額が生じる場合は、必ず還付請求書を提出してください。還付を受ける権利は、再確定申告を提出しただけでは足りず、還付請求書を提出することにより請求権の時効が更新(中断)されることとなります。

・再確定申告により追加納付が生じた場合は、東京労働局労働保険徴収部適用・事務組合課(事務組合担当)において所定の事務処理を行った後、事業場あてに納付書を送付しますので、速やかに納付をお願いします。

《労働保険料等再確定申告理由書の提出先・照会先》

〒102-8307 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎
東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課 事務組合徴収第2係
電話 03-3512-1647(ダイヤルイン)